

（介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第十一条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次の表のように改正する。





ービス費、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)に規定する単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費、併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型認知症患者型介護

療養施設サービス費(Ⅱ)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅱ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅲ)、ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)、ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅲ)のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅲ)若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)に規定する単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)、併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症患者型介護

防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

二 この表において「ユニット型個室的多床室」とは、指定居室サービス介護給付費単位数表に規定する経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費、経過の併設型ユニット型短期入所生活介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)、経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅶ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅷ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅷ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅸ)、経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅹ)。

介護費(i)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)、ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

二 この表において「ユニット型個室的多床室」とは、指定居室サービス介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅵ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅶ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅷ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅷ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅸ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅹ)。





ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の経過のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の経過のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三〇六 (略)

入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)、ユニット型Ⅳ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅳ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅳ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型Ⅳ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)、ユニット型Ⅳ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)のユニット型Ⅳ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三〇六 (略)